

○新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

令和3年9月17日

条例第23号

新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成17年新城市条例第95号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づく課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以

下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては、2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3か年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によつて固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例第2条に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(新城市企業立地奨励条例の一部改正)

- 3 新城市企業立地奨励条例（平成17年新城市条例第164号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

- 4 新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成20年新城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の一部改正)

- 5 新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例（平成28年新城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新城市宿泊施設整備奨励条例の一部改正)

- 6 新城市宿泊施設整備奨励条例（平成29年新城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略